

# JIS

## ディスプレイのぎらつき度合の求め方

JIS C 1006 : 2019

令和元年 12 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電子技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	水 本 哲 弥	東京工業大学
(委員)	磯 野 秀 樹	富士通オプティカルコンポーネンツ株式会社
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	加 藤 隆	日本放送協会
	澤 田 悦 子	一般社団法人電子情報技術産業協会
	中 西 孝 子	昭和大学
	根 村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	平 本 俊 郎	東京大学
	三 浦 佳 子	一般社団法人日本冷凍食品協会
	三 宅 良 彦	一般社団法人日本電子回路工業会
	山 口 修 治	総務省国際戦略局

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和元.12.20

官 報 掲 載 日：令和元.12.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電子技術専門委員会 (委員長 水本 哲弥)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 原理	2
5 供試体	4
6 測定装置	4
7 測定環境	4
8 測定方法	4
9 計算	5
9.1 一般	5
9.2 平均値	5
9.3 ざらつき値	6
9.4 ざらつきコントラスト	6
10 測定結果の表し方	6
11 報告	6
附属書 A (参考) ざらつき度合の測定例	8
解 説	15

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

- － 発明の名称：ギラツキ評価装置およびギラツキ評価方法
- － 特許番号：第 6294904 号
- － 登録日：2018 年 2 月 23 日
- － 特許権者：株式会社ダイセル  
大阪府大阪市北区大深町 3-1（グランフロント大阪タワーB）  
：コマツ NTC 株式会社  
富山県南砺市福野 100

上記の、特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

# ディスプレイのぎらつき度合の求め方

## Determination of magnitude of display sparkle

### 1 適用範囲

この規格は、ディスプレイのぎらつき度合を表す、ぎらつき値及びぎらつきコントラストの求め方について規定する。

この規格は、次のディスプレイに適用できる。

- 直視形のフラットパネルディスプレイ
- テレビジョン、モニタなどの表示デバイス
- スマートフォン、タブレット PC の表示デバイス
- タッチパネル付き表示デバイス
- 操作盤のパネル、計器用表示パネルなど
- 面光源に画素マトリクスを模した媒体を配置した疑似ディスプレイ

この規格は、次のディスプレイ又は部分には適用できない。

- 反射形ディスプレイ
- ディスプレイの曲面部分

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Z 8120** 光学用語

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8120** によるほか、次による。

#### 3.1

##### ぎらつき

ディスプレイの画素マトリクスから出射した光が微細な凹凸加工された媒体、屈折率変調層などを通過するときに散乱、屈折などによって、画面上に画素マトリクスサイズの小さな輝度分布を引き起こすことによって、ちらついて見える現象。ちらつき、スパークル (sparkle)、スパークリング (sparkling) ともいう。

**注記 1** カラーディスプレイの画素を構成する原色部分（以下、サブピクセルという。）の複数が発色している場合は、輝度分布だけでなく、サブピクセルの各発色が視認されることによって、色度分布も生じることがある。

**注記 2** 反射性の小片を含む塗装で見られるぎらつきとは現象が異なる。